

下水道法及び所沢市下水道条例に基づく 届出等の法令根拠

下水道維持課
平成25年4月1日改定

届出等の名称 法令上の根拠	届出等の事由	届出等の義務者	提出期限	様式	備考
1 公共下水道 使用開始 (変更)届 法第11条の 2第1項	① 特定施設の有無にか かわらず50m ³ 以上の 下水を排除する日が1 日でもある場合、又は 汚水の量にかかわらず下 水開始基準を超える水 質の下水を排除して公 共下水道をしようとし るとき ② ①の届出に係る下水 の量及び水質を変更し ようとするとき	公共下水道を 使用とする者 及び下水の量、 水質を変更し ようとする者	あらかじめ	規則 様式 第4	罰則 法第49 条
2 公共下水道 使用開始届 法第11条の 2第2項	1に該当しない特定施設 設置者が下水を排除して 公共下水道を継続して使 用しようとするとき	公共下水道を 使用とする者	あらかじめ	規則 様式 第5	罰則 法第49 条
3 特定施設 設置届出書 法第12条の 3第1項	終末処理場を設置してい る公共下水道を使用する 者が特定施設(水濁法特 定施設番号66の2を除 く。以下同じ。)を設置し て公共下水道を使用する とき ① 既に公共下水道を使 用している事業場が新 らたに特定施設を設置 する場合 ② 特定施設を既に設置 している事業場が新た に別個の特定施設を設 置しようとする場合 ③ 既に設置している特 定施設の使用を廃止し て新しい特定施設を設 置する場合 ④ 特定施設のある事業 場を設置して公共下水 道を使用する場合	当該特定施設 を設置しよう とする者	特定施設を 設置しよう とする60日 前まで	規則 様式 第6	受 理 書 を 発 行 し、内 容 審 査 を 行 う 罰 則 法 第 4 7 条 の 2

4	特定施設 使用届出書 法第12条の 3第2項	終末処理場を設置している公共下水道に下水を排除している事業場に既に設置されている施設（又は工事中の施設）が法令により新たに特定施設に指定されたとき	当該特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む）	当該施設が特定施設となった日から30日以内	規則 様式 第7	罰則 法第49 条
	特定施設 使用届出書 法第12条の 3第3項	① 従来特定事業場から公共用水域に汚水を排出していた者が終末処理場を設置する公共下水道を使用することとなったとき ② 終末処理場が設置されていない公共下水道に終末処理場が設置され、当該公共下水道を使用する特定事業場が下水排除の制限を受けることとなったとき	当該特定施設を設置している者	終末処理場を設置している公共下水道を使用することとなった日から30日以内		
5	特定施設の 構造等変更 届出書 法第12条の 4	特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届出済みの特定事業場が特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統の変更をしようとするとき	当該特定施設を設置している者	特定施設の構造等の変更をしようとする60日前まで	規則 様式 第8	受 理 書 を 発 行 し、内 容 審 査 を 行 う 罰 則 法 第 4 7 条 の 2
6	氏名変更等 届出書 法第12条の 7	① 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき ② 事業場の名称又は所在地に変更があったとき	当該特定施設を設置している者	変更の日から30日以内	規則 様式 第10	罰 則 法 第 5 1 条
7	特定施設 使用廃止 届出書 法第12条の 7	届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	当該特定施設を設置した者	使用を廃止した日から30日以内	規則 様式 第11	罰 則 法 第 5 1 条
8	承継届出書 法第12条の 8第3項	① 特定施設設置又は使用の届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき ② 特定施設設置又は使	当該特定施設を承継した者	承継があった日から30日以内	規則 様式 第12	罰 則 法 第 5 1 条

		用の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき				
9	除害施設設置等（使用・変更）届出書 条例第10条の4及び施行規程第11条第1号及び第4号	① 除害施設設置対象下水を公共下水道へ排除している事業場が、除害施設を新たに設置とする場合あるいは必要な措置をしようとする場合 ② 条例第10条の7等で認めれているディスポーザーシステムを使用して、日量30藤以上の下水を排除する場合 ③ 現在、既に設置されている除害施設、又は必要な措置をしようとする事業場が、公共下水道に接続されたとき、 ④ 現在、既に設置されている除害施設あるいは必要な措置を変更しようとする場合	当該除害施設を新設、変更、あるいは必要な措置をしようとする者	1) ①、②及び④の場合、行為着工60日前まで 2) ③の場合、終末処理場を設置している公共下水道を使用することとなった日から30日以内	施行規程様式第8	罰則条例第26条
10	除害施設氏名変更等届出書 条例第10条の4及び施行規程第11条第2号	① 除害施設等の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき ② 事業場の名称又は所在地に変更があったとき	当該除害施設を設置している者、あるいは必要な措置をしている者	変更の日から30日以内	施行規程様式第9	罰則条例第26条
11	除害施設使用廃止届出書 条例第10条の4及び施行規程第11条第4号	除害施設の使用を廃止したとき、又は必要な措置をしている事業場が廃止されたとき	当該除害施設を設置した者、又は必要な措置をしていた者	除害施設の使用を廃止した日、又は必要な措置をしている事業場が廃止された日から30日以内	施行規程様式第10	罰則条例第26条
12	除害施設承継届出書 条例第10条の4及び施	① 除害施設設置又は使用の届出をした者から、除害施設を譲り受け又は借り受けたとき ② 除害施設設置又は使	当該除害施設、又は必要な措置をしていた事業場を承継した者承継者	除害施設の承継があった日から30日以内	施行規程様式第11	罰則法第51条

	行規程第11条第5号	用の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき				
13	特定施設・除害施設工事等完了届 条例第8条第1項及び施行規程第7条	① 特定施設の設置又は変更が完了したとき ② 除害施設の設置又は変更が完了したとき	当該特定施設又は除害施設の、設置又は変更をした者	工事が完了した日から5日以内	施行規程様式第6	罰則条例第26条
14	除害施設管理責任者選任届出書 条例第10条の6及び施行規程第13条	除害施設を設置したとき	当該除害施設の設置をした者	選任した日から7日以内	施行規程様式第12	罰則条例第26条
15	除害施設管理責任者特認申請者 施行規程第14条第2項及び第3項	除害施設管理責任者の資格を有する者がいないとき	当該除害施設の設置をした者	すみやかに	施行規程様式第13	